

北海道臨床細胞学会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は北海道臨床細胞学会と称し、
英文名をHokkaido Society of Clinical
Cytologyとする。

(事務局)

第2条 本会の事務局を北海道対がん協会細胞
診センター(〒065-0026 札幌市東区
北26条東14丁目1-15)内に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 本会は公益社団法人日本臨床細胞学会
および関連学術団体と連携し、北海道
における臨床細胞学に関する研究、教
育・研修、実務管理等に関連する事業
を行うことにより、国民の医療、福祉
および公衆衛生の向上に寄与するこ
とを目的とする。

2 細胞診における専門医、検査士の協働の
背景を理解し、会員相互の親睦を図る。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、
次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 細胞診従事者講習会の開催
- (3) 学会会報の発行
- (4) 精度管理事業
- (5) その他前条の目的を達成するた
めに必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会は北海道に在住し、本会の趣旨お
よび会則に賛同する任意の会員により
構成される。医学的専門資格の有無は
問わない。

2 本会の発展に功勞のあった会員を名誉
会員とすることができる。

3 本会の趣旨に賛同する企業、団体は賛
助会員となることができる。

(会員の責務)

第6条 会員は会則を遵守し、細胞診に関する
研究の遂行、知識習得、技能の向上を
目指すこと。また医療人としての人格
の研鑽に励むこと。

第7条 会員は、本会則に定める会費を納入し
なければならない。

(会費納入、会員資格等)

第8条 会費納入、入退会、除名等については
細則に定める。

第4章 会 の 運 営

第9条 第2章の会の目的遂行のため、本会に
評議員および役員、ならびに評議員
会、理事会、総会を置く。

第10条 会の円滑な運営のため、本会会員から
構成される北海道細胞診専門医会、北
海道細胞検査士会を置き、それぞれが
定める会則により運営する。

第5章 評議員、評議員会

(評議員)

第11条 評議員は評議員会を組織し、重要事項
を審議する。

2 評議員数は会員約10名に1名の割合
を想定する。

(評議員の要件)

第12条 評議員は、申請した年の4月1日に65
歳以下の会員であって下記の要件のい
ずれかを満たす者が申請、就任できる
ものとする。資格審査は細則に定める。

- (1) 5名以上の会員の推薦があること
(自薦も含む)。様式1を別に定め
る。ただし、推薦者の中に1名以
上の細胞診専門医会員、1名以
上の細胞検査士会員を含むこと。推
薦者は自薦も含めて複数名を推薦
できない。

(2) 日本臨床細胞学会の教育研修施設に属し、同施設長の推薦を受けた1名。様式2を別に定める。

(3) 細胞診検体数が7,000件以上(前年度実績)の日本臨床細胞学会認定施設に属し、同施設長の推薦を受けた1名。様式2を別に定める。症例管理を道内の施設で独自に行っている場合のみ可とする。
註1)

(4) 大学附属病院に属し、同病院の長の推薦を受けた会員。各施設5名までとする。様式3を別に定める。ただし、(2)(3)の施設長推薦による申請は、同一施設からは(2)(3)いずれかのみとする。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、任期の始まる評議員会から翌々年の春に開催される評議員会までの2年間とし、再任を妨げない。中途退任や会員資格消失などがあっても原則として補充は行わないが、第12条の(2)(3)(4)項に該当する評議員はこの限りではない。その場合、任期は前任者の残任期間とする。

(評議員会)

第14条 評議員会は本会の議決機関であり、評議員により構成される。評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会を毎年春と秋に計2回開催し、代表理事が招集する。註2)加えて、代表理事が必要と認めたとき、または評議員の1/3以上による開催要請により臨時開催することができる。

3 評議員会は委任状提出者を含む出席者1/2以上の出席により成立する。

4 評議員会は、議長1名、副議長1名、議事録署名人2名を選任する。

5 評議員会の議事は、委任状提出者を含む出席者のうち1/2以上の賛成によって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第15条 評議員会は下記の事項を審議し、総会に提案または報告する。

(1) 理事会提案の予算、決算に関する事項

(2) 会則の変更に関する事項

(3) 理事の選出または解任に関する事項

(4) 監事の選出に関する事項 註3)

(5) その他、理事会提案または評議員提案の会の企画運営に関する諸事項

第6章 役員および理事会

(役員の名目および定数)

第16条 本会の役員として代表理事、副代表理事、理事、監事をおく。

(役員の仕事)

第17条 役員の仕事は、おのおの次のごとく定める。

(1) 代表理事は、理事会を主催・統括し、本会を代表する。

(2) 副代表理事は2名とし、代表理事を補佐する。註4)

(3) 本会の会務執行のために総務・学術・検査士会務・会計担当の理事をおく。註5)

(4) 監事は、会務および会計を監査する。

(理事の選任および任期)

第18条 理事は、任期最初の評議員会において細則に定めるところに従って評議員から選出され、その定数は20名とする。

2 代表理事推薦の理事を評議員会の承認を得て若干名加えることができる。その場合、評議員以外の会員も可とし、理事の定数には含めない。

第19条 理事の任期は2年とし再選を妨げない。理事に欠員ができた場合、評議員会に諮り補充することができる。その場合、任期は前任者の残任期間とする。

(理事会)

第20条 理事会は、代表理事、副代表理事、理事および監事を構成員とする。

2 委任状提出者も含む構成員数の2/3の出席により成立する。

3 理事会は毎年春と秋に計2回、代表理事が招集する。加えて、代表理事が必要と認めたとき、または構成員の1/3以上による開催要請により臨時開催することができる。

第21条 理事会は下記の事項を審議し、評議員会に提案または報告するとともに、その決定に基づき会務を遂行する。

- (1)年度の予算、決算に関する事項
- (2)代表理事の選任に関する事項
- (3)その他、会の企画運営に関する諸事項

(代表理事の選任および任期)

第22条 代表理事は1名とし、理事会において理事の互選により選出される。

第23条 代表理事の任期は2年とし再任を妨げないが、連続2期までとする。

第24条 代表理事より退任の申し出があった場合、理事会は後任の代表理事の選出を速やかに行う。その任期は前任者の残任期間（前述の連続2期までは含めない）とする。

(副代表理事の選任および任期)

第25条 副代表理事は、代表理事が理事の中から指名して選任する。

第26条 副代表理事の任期は2年とし再任を妨げないが、連続2期までとする。ただし、任期満了前に代表理事が退任した場合は、ともに退任するものとする。

第27条 副代表理事より退任の申し出があった場合、代表理事は後任の副代表理事の選出を速やかに行う。その任期は前任者の残任期間（前述の連続2期までは含めない）とする。

(監事の選任および任期)

第28条 監事は2名とし評議員会において評議員の中より選任される。

- 2 監事の任期は2年とし再選を妨げない。欠員ができた場合、評議員会に諮り補充することができる。その場合、任期は前任者の残任期間とする。

第7章 総 会

第29条 総会は全ての会員をもって構成する。

- 2 年に1回定期開催とし、代表理事が招集する。註6) 加えて、代表理事が必要と認めたとき、または評議員会の開催要請、あるいは会員の1/5以上による開催要請により臨時開催することができる。

3 総会は委任状提出者を含む1/2以上の出席により成立する。

4 議決は委任状提出者を含む1/2以上の賛成による。

第30条 総会は評議員会の決定、理事会の決定を審議・承認する。

第8章 学 術 集 会

第31条 本会は年1回の学術集会を開催する。

- 2 学術集会開催にあたっては、理事の互選により選任される例会長をおく。

第9章 会 費

第32条 会員は年会費として1,000円を納入する。細胞診専門医、細胞検査士は加えてさらに2,000円、1,000円をそれぞれ納入するものとする。賛助会員の年会費は3,000円とする。

第10章 会則の改訂

第33条 会則の改訂は評議員会の提案を受けて総会で行う。委任状提出者を含む出席者の1/2以上の賛成により決定する。

第11章 細 則

- 1) 代表理事は評議員の資格審査を若干名からなる評議員資格審査委員会に委嘱する。
- 2) 理事は任期最初の評議員会開催の1週間前まで立候補し、立候補演説の後に出席者による無記名投票により選出される。代表理事はこのための作業を若干名からなる理事選挙管理委員会に委嘱する。
- 3) 年会費は毎年3月末日までに年会費を前納するものとする。
- 4) 年会費を3年以上滞納した会員は評議員会の決議により除名される。
- 5) 名誉会員は年会費を免除する。
- 6) 会員は退会を希望する場合や、道外へ転出する場合は事務局に退会を届け出ること。
- 7) 本会の会計年度は4月1日より、翌年の3月31日とする。

付 則

- 1) 本会則は昭和55年1月10日から実施する。
- 2) 本会則は第4回日本臨床細胞学会北海道支部総会及び地方会(昭和58年11月26日)にて一部改正, 承認実施する。
- 3) 本会則は第6回日本臨床細胞学会北海道支部総会及び地方会(昭和60年11月30日)にて一部改正, 承認実施する。
- 4) 本会則は第11回日本臨床細胞学会北海道支部総会及び地方会(平成2年12月1日)にて細則(1)一部改正, 承認実施する。
- 5) 本会則は第12回日本臨床細胞学会北海道支部総会及び地方会(平成3年11月30日)にて第17条一部改正, 承認実施する。
- 6) 本会則は第13回日本臨床細胞学会北海道支部総会及び地方会(平成4年10月17日)にて第17条一部改正, 承認実施する。
- 7) 本会則は第14回日本臨床細胞学会北海道支部総会及び地方会(平成5年11月20日)にて細則(1)一部改正, 承認実施及び名称の一部変更あり, なお, 第15回総会より日本臨床細胞学会北海道支部総会並びに学術集会と称する旨, 承認実施する。
- 8) 本会則は平成9年11月15日に改定し, 平成10年1月1日より実施する。
- 9) 本会則は第27回日本臨床細胞学会北海道支部総会並びに学術集会(平成18年11月15日)にて一部改正承認し, 平成19年4月

1日より実施する。平成19年1月1日から3月31日迄は, 平成18年11月5日現在の役員が期間を延長し, 会務を執行する。

- 10) 本会則は第33回日本臨床細胞学会北海道支部総会並びに学術集会(平成24年11月18日)にて一部改正承認し実施する。
- 11) 本会則は第34回日本臨床細胞学会北海道支部総会並びに学術集会(平成25年11月23日)にて一部改正承認し, 平成19年4月1日より実施する。
本会の英名はHokkaido Society of Clinical Cytologyとする。
- 12) 本会則は平成28年11月27日の総会で改定案が承認され, 平成29年1月1日より実施する。旧会則による理事長, 理事会, 事務局などは新たな運営体制ができるまでの間, 職務を引き継ぐ。

註

- 註1) 7,000件の根拠 道内の検体数のおよそ1%とした。
- 註2) 評議員会は3月の講習会と11月の学術集会開催時を想定。
- 註3) 監事のうち1名は細胞検査士から選ぶ。
- 註4) 副代表のうち1名は細胞検査士から選ぶ。
- 註5) 検査士会務担当の理事は細胞検査士から選ぶ。
- 註6) 秋の学術集会開催を想定。